

AppleCare+ 盗難・紛失プラン

1. 本プラン

本契約 (以下「本プラン」) は、〒106-6140 東京都港区六本木 6 丁目 10 番 1 号 六本木ヒルズに所在する Apple Japan 合同会社 (以下「Apple」) によって、上記プランに基づきお客様に提供されるサービスを規定するものです。また本プランには、本契約、お客様のプラン確認書 (以下「本プラン確認書」)、およびお客様のプランに関する領収書原本に記載されている規約が含まれます。お客様の本プラン確認書は、購入時にお客様に提供されるか、その後に自動的にお客様に送付されます。Apple から本プランをご購入いただいた場合は、mysupport.apple.com/products で本プラン確認書の写しを入手できます。

本プランに基づく利益は、準拠法に基づくお客様の権利、およびメーカーによるハードウェア保証や無償テクニカルサポートに追加されるものです。本プランの条件は、特に明記されていない限り、期間限定の保証 (以下「期間限定プラン」) か月単位の保証 (以下「月払いプラン」) かを問わず、同様に適用されます。プランの支払いは、お客様または第三者 (以下「支払いプランプロバイダ」) が行うことができます。

本プランは、次の機器 (総称して「対象機器」) を対象としています。

(i) 本プラン確認書に記載されている Apple ブランドの iPhone (以下「対象デバイス」) および (ii) 対象デバイス購入時のパッケージに含まれていた Apple ブランドのアクセサリ。

保証は、お客様が本プランを購入した時点で開始し、解約しない限り、本プラン確認書に指定された日付 (以下「本プランの期間」) まで継続します。

2. 本プランの期間と更新

本プランの保証は、お客様が本プランを購入した時点で開始し、解約しない限り、本プラン確認書に指定された日付 (以下「本プランの期間」) まで継続します。

月払いプランの場合、本プランの期間は 1 か月です。以下の第 9 項「解約」で定める通り、本プランは、解約しない限り毎月自動的に更新されます。Apple が修理部品を入手できないために対象機器を修理できなくなった場合にも本プランは解約され、その場合 Apple は解約の 30 日前に書面で (または法の要求に基づくその他の方法で) お客様に通知します。

期間限定プランの場合、本プランの期間はプラン確認書に記載されています。Apple は、期間限定プランを更新する義務を負いません。Apple が更新を提案する場合は、その料金および条件を Apple が決定します。

月払いプランおよび分割払いの期間限定プラン (利用可能な場合) については、お客様は、解約しない限り、当初の購入日以降に更新または分割払いが行われるつど、該当月の 1 日より前に、本プランの当初の購入時に使用されたクレジットカード、デビットカード、またはその他の承認済み支払い方法 (Apple Pay など (以下「支払い元」)) に対して、更新料が自動的に請求されることに同意するものとします。支払い元に請求できず、更新料の支払いや分割払いが適切かつ適時に行われなかった場合は、その理由を問わず、解約通知書でお客様に通知された日付をもって本プランの保証が失効します。支払いが遅れた場合、Apple は準拠法に従って、その支払いを受諾し、その支払日を開始日とした更新を許可する権利を保有します。ただし、この実行に対する責任を負うものではありません。更新時に月払いプランの価格が変更される場合は、本プランの第 11 項で定める通り、事前にその値上げについて通知されます。ただしこの通知は、月払いプランのみを対象とします。

本プランの価格は、Apple、またはお客様が本プランを購入した別の販売業者 (以下「取扱店」) から発行された領収書原本に記載されています。

3.対象範囲

3.1 不具合または劣化したバッテリーに関するハードウェアサービス (以下「ハードウェアサービス」)

お客様が、本プランの期間中に Apple に対し、対象機器に材質上または製造上の不具合が生じた旨、または充電式バッテリーを内蔵する対象機器に関して、対象デバイスのバッテリーの蓄電能力が本来の仕様の 80 % 未満になった旨のいずれかを通知することによって有効な請求を行った場合、Apple は、(i) 新品の部品、または性能および信頼性において新品と同等の部品を使用して無償で不具合品の修理を行うか、(ii) 当該対象機器を新品の交換用製品、または性能および信頼性において新品と同等の交換用製品と交換します。

本プランに基づいて提供されるすべての交換品は、元の製品と少なくとも機能的に同等のものです。Apple が対象機器を交換した場合、元の製品は Apple の所有物となり、交換品はお客様の所有物となって、本プランの残存期間の保証がその交換品に適用されます。Apple は、対象デバイスまたは元の部品が製造された国とは異なる国から調達された対象デバイスまたは交換部品をサービスに使用することがあります。

3.2 過失や事故による損傷に関するサービス (以下「ADH サービス」)

お客様が、本プランの期間中に Apple に対し、不測かつ不慮の外的事由 (落下や液体接触による損傷など) の結果生じた過失や事故による損傷 (以下「ADH」) により対象デバイスが故障した旨を通知することにより有効な請求を行った場合、Apple は、以下に記載するサービス料金にて、(i) 新品の部品、または性能および信頼性において新品と同等の再生部品を使用して不具合品の修理を行うか、(ii) 当該対象デバイスを新品の交換用製品、または性能および信頼性において新品と同等の交換用製品と交換します。お客様が ADH のサービスを利用することを「サービスイベント」と呼びます。なお、以下の点にご留意ください。

各 ADH サービスイベントには、以下のサービス料が適用されます。

対象デバイス	画面のみの損傷	その他すべての損傷
iPhone	JP¥3,700	JP¥12,900

*ここに記載されている料金は、税込み料金です。

iPhone の画面のみの損傷の場合は、Apple が対象デバイスの画面を交換する上で妨げとなる筐体の変形、へこみ、画面以外のその他の損傷 (ただしこれらに限定されない) がないことが条件となります。その他の損傷がある対象デバイスは、iPhone のその他すべての損傷として請求されます。また、画面のみが損傷している iPhone に対してエクスプレス交換サービス (以下「ERS」) を利用される場合 (第 6 項 (c) を参照)、サービスイベントの料金は iPhone のその他すべての損傷として請求されます。

他社製の部品が取り付けられている場合は、お客様の保証範囲に影響が及ぶ場合があります。ハードウェアサービスまたは ADH サービスを利用する条件として、対象機器を、元の部品または Apple 正規交換用コンポーネントを含む完全な状態で Apple に返却する必要があります。

購入国以外の国で本プランに基づく ADH サービスをお求めになる場合、ADH のサービス料はその国の通貨でお支払いいただく必要があり、その国における料金が適用されます。各国で適用される料金などの詳細は、AppleCare+ のサポート Web サイト ([apple.com/legal/sales-support/applecare/applecareplus/.](https://apple.com/legal/sales-support/applecare/applecareplus/)) をご覧ください。

3.3 テクニカルサポート

本プランの期間中、Apple はお客様に対して、対象機器に関する電話および Web によるテクニカルサポート (以下「テクニカルサポート」) を優先的に提供します。テクニカルサポートは、お客様が対象機器を購入した日から開始される Apple 提供の無償テクニカルサポートの期間終了後に開始されます。テクニカルサポートには、ファイルの保存、取得、管理などを含む、インストール、起動、設定、トラブルシューティング、修復 (データの復元を除く) に関するサポート、システムエラーメッセージの解釈、ならびにハードウェアサービスが必要な時期や ADH サービスの適用可否の判断などが含まれます。Apple は、サポート対象ソフトウェアのその時点での最新バージョンおよび直前のメジャーリリースに

関するサポートを提供します。本項において「メジャーリリース」とは、「1.0」や「2.0」などのリリースナンバー形式によって Apple が商業的にリリースする重要なソフトウェアバージョンであり、ベータ版やプレリリースの形式でないものを意味します。

Apple テクニカルサポートの対象範囲は以下に制限されます。(i) 対象機器、(ii) Apple ブランドのオペレーティングシステム (以下「OS」)、および対象機器にあらかじめインストールされている、または対象機器で動作するように設計された Apple ブランドのソフトウェアアプリケーション (以下「コンシューマソフトウェア」)、(iii) 対象機器への接続仕様を満たし、対象機器に対応するオペレーティングシステムを使用しているノートパソコンまたはデスクトップパソコンと、対象機器との接続に関する問題。なお、以下に規定されるサービスは、テクニカルサポートの対象範囲外です。

3.4 デバイスの紛失や盗難に関するサービス (以下「盗難・紛失プラン」)

お客様が、本プランの期間中に Apple に対し、対象デバイスが (i) お客様の知らない間に紛失したこと (以下「紛失」)、または (ii) お客様の同意なく不法に奪われたこと (以下「盗難」) のいずれかを通知して有効な請求を行った場合、Apple は、当該対象デバイスを新品の交換用製品、または性能および信頼性において新品と同等の交換用製品と交換します。ただし、以下に記載されているサービス料がかかります。お客様が盗難や紛失に関するサービスを受けることを「サービスイベント」と呼びます。元の製品は Apple の所有物となり、交換用製品はお客様の所有物となり、本プランの残存期間の保証は、交換された製品に適用されます。なお、以下に規定されるサービスは、テクニカルサポートの対象範囲外です。盗難や紛失に関するサービスを利用する場合は、紛失時または盗難時にお客様のデバイスの「iPhone を探す」が有効になっていたことが条件となります。また、請求手続きの全期間を通して、「iPhone を探す」を有効にしておくこと、および当該デバイスをお客様の Apple ID と関連付けておくことが求められます。

盗難・紛失プランの各サービスイベントでは、以下のサービス料が適用されます。

<u>対象デバイス</u>	<u>紛失と盗難</u>
iPhone	JP¥12,900

*ここに記載されている料金は、税込み料金です。

3.5 ADH の終了と盗難・紛失プランの対象

Apple がお客様に対して本プランの領収書原本に記載されている購入日を基準に 12 か月の期間につき 2 回の ADH サービスイベントを提供することにより、ADH のサービスは終了し、本プランの第 3.2 項に基づく Apple のお客様に対するすべての義務が履行されたこととなります。未使用のサービスイベントは失効し、その後の 12 か月間は新しい ADH サービスイベントが 2 回まで保証されます。

Apple がお客様に対して本プランの領収書原本に記載されている購入日を基準に 12 か月の期間につき 2 回の盗難・紛失サービスイベントを提供することにより、盗難・紛失プランのサービスは終了し、本プランの第 3.4 項に基づく Apple のお客様に対するすべての義務が履行されたこととなります。未使用のサービスイベントは失効し、その後の 12 か月間は新しい盗難・紛失サービスイベントが 2 回まで保証されます。

本プランのその他すべてのサービスは、プランが終了するまで保証され、本プランにおけるハードウェアサービスまたはテクニカルサポートに対しては、サービスイベントの制限はありません。

4. 対象範囲外

4.1 ハードウェア、ADH、盗難・紛失プランに関するサービス

Apple は、ハードウェア、ADH、盗難・紛失プランに関するサービスの提供対象を、お客様が最初に対象機器を購入した国に限定する場合があります。

以下の状況においては、Apple は、ハードウェア、ADH、盗難・紛失プランに関するサービスを提供しません。

- (a) 通常の使用による経年劣化、または対象機器の機能に影響しない外観上の損傷
- (b) 予防保守
- (c) 無謀、乱用、恣意的、意図的、不誠実な行為、もしくは通常ではない方法や Apple が意図していない方法による対象機器の使用
- (d) 対象機器または対象機器の修理中に実施される機器の設置、取り外し、廃棄
- (e) 対象機器以外の製品、または対象機器以外の製品によって生じた損傷
- (f) Apple または正式な権限を有する Apple 担当者以外によって解体、修理、改造、改変された対象機器の損傷 (原因を問わない)
- (g) お客様が対象機器を購入した後に本プランを購入した場合における、本プラン購入前に対象機器に生じていた状態
- (h) 対象機器のシリアルナンバーが改変されている場合、判読できない場合、または削除されている場合
- (i) 火災、地震、その他の外的要因によって生じた紛失や損傷
- (j) お客様または対象デバイスを所持する第三者が自発的に対象デバイスを放棄した場合 (詐欺行為、欺罔行為、錯誤、虚偽行為により、それを誘引された場合も含む)
- (k) 対象デバイスの不正取引が行われた場合、または政府機関により対象デバイスが没収された場合

4.2 テクニカルサポート

Apple は、以下の状況ではテクニカルサポートを提供しません。

- (a) OS およびコンシューマソフトウェアをサーバーベースのアプリケーションとして使用している
- (b) ソフトウェアをその時点での最新バージョンに更新することで問題が解決する可能性がある
- (c) 他社製品に関するサポート、または他社製品が対象機器に与える影響や相互作用に関するサポート
- (d) コンシューマソフトウェアまたは対象機器の接続の問題に関連しないコンピュータまたは OS の使用に関するサポート
- (e) コンシューマソフトウェア以外のソフトウェアに関するサポート
- (f) 「ベータ版」、「プレリリース」、「プレビュー」、または同様の呼称が適用されているコンシューマソフトウェアに関するサポート
- (g) 対象機器に保存または記録されているあらゆるソフトウェアやデータの損害や損失に関するサポート (注: ソフトウェアプログラムおよびユーザのデータの復元や再インストールは本プランの対象外)

5. サービスやサポートを利用する方法

サービスやテクニカルサポートは、Apple にお電話いただくか、support.apple.com/ja-jp にアクセスすることによってご利用いただけます。その際は、本プラン確認書に記載されている本プランの契約番号、または対象デバイスのシリアルナンバーを Apple に提示するよう求められる場合があります。デバイスのサービスに関して質問が生じた場合に必要となるため、本プラン確認書、および対象デバイスと本プランの領収書原本を保管しておいてください。

6. サービスのオプション

Apple は、以下の 1 つまたは複数のオプションを通じてお客様にハードウェアサービスを提供します。

- (a) 持ち込み修理。持ち込み修理はほとんどの対象機器で利用可能です。その場合は、持ち込み修理を実施する Apple Store 直営店の拠点または Apple 正規サービスプロバイダ (以下「AASP」) に対象機器をお持ち込みください。サービスはそのストアで提供される場合もあれば、そのストアが対象機器を Apple 修理サービス (以下「ARS」) サイトに送付して修理が行われる場合もあります。お客様はすみやかに対象機器を引き取る必要があります。
- (b) ピックアップ&デリバリー修理サービス。Apple がお客様の対象機器がピックアップ&デリバリー修理サービスの対象になると判断した場合は、Apple の指定業者が対象機器を引き取りに伺います。サービスが完了すると、Apple は対象機器または交換品をお客様に返送します。すべての手順に従っていただいた場合、Apple は、お客様の所在地からのピックアップ&デリバリーの往復送料を負担します。
- (c) エクスプレス交換サービス (以下「ERS」) または在宅自己交換修理 (以下「DIY」) サービス。ERS は特定の対象機器に対して利用できます。ERS は、iPhone の画面のみの損傷には利用できません。ただし、iPhone の画面のみのサービスイベントに対して、第 3.2 項に記載されている iPhone のその他すべての損傷に対する料分で ERS を利用することは可能です。DIY サービスは、多くの対象機器で利用できます。このサービスでは、お客様自身が対象機器を交

換修理できます。Apple が、交換された対象デバイスまたは部品の返却を要求する場合は、お客様が交換されたデバイスを指示通りに返却するまで、交換用デバイスまたは交換部品の小売価格および該当する送料の支払保証のため、Apple がクレジットカードによる支払承認を求める場合があります。お客様の都合によりクレジットカードによる支払承認を行えない場合は、サービスを利用できないことがあります。その場合、Apple はほかの修理サービスの手配をご案内します。交換されたデバイスまたは部品が指示通りに返却されない場合、またはサービス対象外のデバイスまたは部品が返却された場合は、承認料金をお客様のクレジットカードより引き落とさせていただきます。Apple が、交換されたデバイスまたは部品の返却を要求しない場合、Apple は交換品のデバイスまたは部品を、該当する指示書または交換されたデバイスや部品の廃棄条件と共に、無料でお客様に送付します。いずれの場合も、Apple は、ERS または DIY サービスに伴うお客様の人件費を負担しません。

Apple は、お客様に対して修理や交換サービスを提供する方法、およびお客様の対象機器が特定のサービス方針の適用対象となるか否かを変更する場合があります。

サービス内容は、お客様がサービスを依頼する国で利用可能なオプションに限定されます。サービスのオプション、部品の在庫、対応にかかる時間は、状況によって異なる場合があります。購入国以外の国で対象機器に関するサービスを利用できない場合は、サービスが利用可能な国でサービスを受けるための送料および取扱手数料を、お客様にご負担いただく場合があります。購入国以外の国でサービスをお求めになる場合、お客様には輸出入に適用されるすべての法律および規制を遵守していただくとともに、すべての関税、付加価値税、その他の関連する売上税および諸費用をご負担いただきます。海外でサービスが行われる場合、Apple は製品および部品を、現地の基準に合致する同等の製品および部品を使用して修理または交換することがあります。

7. お客様の責任

本プランにおけるサービスまたはサポートを利用する場合、お客様は、以下の指示に従うことに同意するものとします。(i) 損傷、紛失、盗難が発生した日から 30 日以内にすべての請求を速やかに行うこと、(ii) 本プランの契約番号および本プランの購入証明書原本の写しを提供すること、(iii) 対象機器の問題の症状および原因に関する情報を提供すること、(iv) 対象機器の診断や修理に必要な情報の提供要請に対応すること、(v) 請求手続き中は、Apple または正規サービスプロバイダからのすべての指示に従うこと、(vi) サービスを依頼する前に、ソフトウェアを公表されている最新のリリースに更新すること、(vii) 対象機器に保存されているソフトウェアおよびデータをバックアップすること。

ハードウェアサービスの過程で、Apple は対象機器内のデータを消去し、ストレージメディアを再フォーマットします。お客様の対象機器や交換用機器は、対象機器の出荷時の構成に、該当するアップデートを適用した状態で返却または提供されます。Apple は、ハードウェアサービスの一環として OS のアップデートをインストールする場合があります。これは、対象機器が前のバージョンの OS に戻るのを防ぐためのものです。OS をアップデートした結果、対象機器にインストールされていた他社製アプリケーションが、対象機器との互換性を損なう場合や、正常に機能しなくなる場合があります。ほかのすべてのソフトウェアプログラム、データ、パスワードの再インストールについては、お客様が責任を負うものとします。

8. 責任の制限

準拠法により許容される最大限の範囲において、Apple および Apple の従業員とエージェントは、いかなる状況下でも、お客様またはその後の対象機器の所有者に対し、本プランにおける Apple の義務に起因する、プログラムやデータの復元／再プログラミング／複製の費用、データ機密性の損失、ビジネスの損失、利益／収入／想定されるコスト削減の損失などを含め（ただしこれらに限定されない）、間接的または結果的な損害に関して責任を負いません。準拠法により許容される最大限の範囲において、お客様およびその後の所有者に対する、本プランにおける Apple および Apple の従業員とエージェントの責任は、本プランに対してお客様が支払った当初の金額を超えないものとします。Apple は特に、(i) プログラムやデータに対してリスクや消失を発生させることなく対象機器を修理または交換できること、(ii) データの機密性を保持すること、(iii) 製品が支障なく機能することまたは誤動作しないことを保証しません。

消費者保護法令に基づいて責任が制限される範囲において、Apple の責任は、Apple 独自の選択により、対象機器の交換または修理、もしくはサービスの提供に限定されます。

9.解約

9.1 解約に関するお客様の権利

お客様は、支払い方法や理由を問わず、いつでも本プランを解約できます。

(a) 対象デバイスの返却を伴う解約の場合

本プランの種類にかかわらず、対象デバイスの返却とともに本プランを解約するには、対象デバイスを購入した元の販売チャンネル（取扱店または Apple）にご連絡ください。本プランの料金の全額が、お客様（または、場合によっては支払いプランプロバイダ）に返金されます。

(b) その他すべての解約の場合

(i) 月払いプランの場合

月払いプランは、以下の方法で解約することができます。

(A) 請求プラットフォームを通じて月払いプランの次回の更新を解除する。対象デバイスから直接、月払いプランの更新料請求を解除することもできます。

(B) 請求プロバイダ（取扱店または Apple）に電話して月払いプランを解約する。

現地の法律に特別な規定がない限り、どちらの方法の場合も、最後に行われた支払いの対象月末日の午前 0 時まで解約が延期されます。月払いプランは解約が行われた月の末日まで有効のままになり、解約による返金は行われません。月々の支払いが満額かつ適時に行われなかった場合は、お客様が本プランの解約を希望しているとみなされます。その場合、解約による返金は行われません。

(ii) 期間限定プランの場合

期間限定プランを解約するには、以下に記載されている Apple の番号までお電話いただくか、本プランの契約番号を記載した通知書を、AppleCare サービス&サポート製品事務局 Apple メールセンター（〒106-6140 東京都港区六本木 6 丁目 10 番 1 号 六本木ヒルズ）宛に送付して Apple に通知することにより解約できます。お客様の通知には、本プランの購入証明書原本の写しを添付していただく必要があります。

現地の法律に特別な規定がない限り、以下のように解約払戻金が返金されます。

(A) 本プランの購入日と受領日のいずれか遅い方から 30 日以内に解約した場合は、本プランにおいて提供されたサービスの対価を差し引いた残額がお客様に全額返金されます。

(B) 本プランの受領日から 31 日目以降に解約した場合は、元の購入価格を比例配分した額がお客様に返金されます。本プラン購入日からの本プラン残存期間に応じて、元の購入金額から本プランにおいてお客様に提供されたサービスの対価を差し引いた金額がお客様に返金されます。

期間限定プランの支払いが支払いプランプロバイダによって行われている場合、本プランを解約するには支払いプランプロバイダにご連絡ください。Apple は、本プランの支払いを行った金融機関に対して返金を行う場合があります。

9.2 解約に関する Apple の権利

理由の如何にかかわらず、支払い額（お客様に支払いの義務がある月払いプランの更新料や、その他の分割払い料金など）を支払い元に請求できず、お客様が期日または適用される更新日までに適切な支払いを行わなかった場合、本プランは未払いのため解約となり、期日または更新日以降に、本プランの保証が失効します。

また、現地の法律に特別な規定がない限り、不正行為もしくは重要な虚偽申告があった場合、または Apple が対象機器の修理部品を入手できない場合、Apple は 30 日前に書面で通知することにより本プランを解約することができます。現地の法律で許可される場合は、Apple が修理部品を入手できないために本プランを解約する際に、本プランの残存期間に比例した金額がお客様に返金されます。

9.3 解約の効力

早期解約が有効になった時点で、本プランに基づく Apple のお客様に対するそれ以降の義務はすべて消失します。

10. 本プランの譲渡

期間限定プランの場合のみ、お客様は、本プランにおけるお客様の権利のすべてを、1 回に限り、第三者に対して永久譲渡することができます。ただしこの場合は、次のすべての条件を満たす必要があります。(i) お客様は当該第三者に対し、購入証明書原本、本プラン確認書、本プランの印刷物、本サービス契約を譲渡すること、(ii) お客様は譲渡通知を AppleCare サービス&サポート製品事務局 Apple メールセンター (〒106-6140 東京都港区六本木 6 丁目 10 番 1 号 六本木ヒルズ) 宛に送付することにより Apple に通知すること、(iii) 当該第三者が、本サービス契約の条件を受諾すること。本プランの支払いが支払いプランプロバイダによって行われている場合、またはその他の方法で分割払いが行われている場合、被譲渡人は譲渡人のすべての支払い義務を引き継いで履行するものとします。被譲渡人がその支払い義務を履行しなかった場合は、第 9 項に記載されている該当する解約条項がただちに有効になるものとします。譲渡について Apple に通知する際は、本プランの契約番号、対象機器のシリアル番号、および新しい所有者の名前、住所、電話番号、メールアドレスを提示する必要があります。

11. プランの変更

契約時に発行された本プランの利用規約は、本プランの期間中および月払いプランの更新による毎月の利用期間中、その効力を維持します。ただし、Apple が本プランの利用規約の改定を通知した場合は除きます。Apple は、30 日（または法の要求に基づくそれ以上の日数）（以下「予告期間」）前に書面で通知することにより、本プランの利用規約のあらゆる部分（価格や適用されるサービス料を含む）をいつでも改定できるものとします。この通知は別個の書面やメール、またはその他の合理的な方法で提示されます。改定された本プランの利用規約に同意しない場合、お客様は本プランを違約金なしで解約できます。予告期間内に本プランを解約しなかった場合は、毎月の請求額またはその他の分割払いの請求額（該当する場合）を引き続き支払うこと、または本プランの利用規約変更（価格やサービス料の変更に関するものを含む）の通知を受け取った後に本プランに基づくサービスを依頼することにより、改定された本プランの利用規約に同意したものとみなされます。ただしいかなる場合でも、第 9 項に基づき、お客様は本プランをいつでも解約できます。

12. 一般条項

(a) Apple は、Apple の義務の履行を第三者に請け負わせる、または委任することができますが、その場合でも Apple はお客様に対する義務からは免責されません。

(b) Apple は、Apple の合理的な管理範囲を超えた事由による本プランの不履行または履行遅滞に関して責任を負いません。

(c) お客様は、本プランにおけるサービスを受けるために対象機器に関する予防保守を行う必要はありません。

(d) 本プランは、日本においてのみ提供され、効力を有します。未成年者は、本プランを購入できません。一部の地域では、本プランを利用できない場合があります。また、法律で禁止される場合は利用できません。

(e) Apple は、その義務の履行に際し、Apple による顧客対応の品質を監視する目的に限定して、独自の裁量によってお客様と Apple との通話の一部またはすべてを録音することがあります。

(f) お客様は、本プランにおいて Apple に開示される情報またはデータの一切が、お客様にとって機密または専有の情報でないことに同意するものとします。またお客様は、Apple がサービスを提供する際に、Apple がお客様に代わってデータを収集および処理することに同意するものとします。これには、Apple が、関連会社またはサービスプロバイダ（該当する保険会社を含む）に対し、Apple カスタマープライバシーポリシーに基づいてお客様のデータを送信する行為が含まれる場合があります。

(g) Apple は、不法なデータ破壊、不正アクセス、不正開示からお客様のデータを保護するセキュリティ対策を講じています。お客様は、データ処理に関して Apple に指示する内容に責任を負うものとし、Apple は、本プランにおけるサービスおよびサポート義務を履行するために合理的に必要とされる、かかる指示を遵守することに努めるものとして、お客様が上記に同意されない場合、またはお客様のデータの処理についてご質問がある場合は、support.apple.com/ja-jp/HT201232 に記載されている Apple サポートの電話番号までご連絡ください。

(h) Apple は、apple.com/jp/privacy/contact/ に記載されている Apple カスタマープライバシーポリシーに従い、お客様の情報を保護します。お客様ご自身が、Apple が保持しているお客様情報へのアクセスまたは変更を希望される場合は、appleid.apple.com にアクセスしてお客様の個人連絡先情報を更新するか、apple.com/jp/privacy/contact から Apple にお問い合わせください。

(i) 本プランの領収書原本および本プラン確認書を含む本プランの規約は、発注書やその他の書類の相反する条件、付加的条件、またはその他の条件に優先して適用され、本プランに関するお客様と Apple との唯一の合意を構成します。

(j) 各月払いプランは、解約されない限り、本プランの当初の購入価格で自動的に更新されます。ただし、本プランの第 11 項に基づいて価格変更が事前に通知された場合は除きます。Apple は、期間限定プランを更新する義務を負いません。Apple が本プランの更新を提案する場合は、その料金および条件を Apple が決定します。

(k) 本プランに関しては、非公式な紛争解決プロセスを一切利用できません。

(l) 本プランの法律上／財務上の責任者は Apple です。

(m) 本プランは、日本の法律に準拠します。

(n) 本プランにおけるサポートサービスは、日本語でのみ提供されます。お客様は、本プランの規約および関連書類のすべてが日本語で解釈されることに同意します。

電話番号

各国の電話番号については、support.apple.com/ja-jp/HT201232 をご確認ください。

* 電話番号および営業時間は、変更される場合があります。フリーダイヤルは、すべての国で利用できる訳ではありません。

011121 AC+ Japan Theft and Loss v1.4 – Japanese